

相馬市空き家バンク

利用希望者の方へ

空き家閲覧～契約までの流れ

空き家の 閲覧



●市のホームページ及び市の担当課窓口にて、入居等可能な空家の概要を情報公開します。

・ホームページがご覧になれない場合は、お問合せください。

空き家利用 申し込み



●閲覧した空き家の中に、入居等利用を希望したい物件がある場合は次の書類を提出して、空き家バンク利用申し込みをお願いします

○ 利用登録申込書(様式第8号)

○ 利用登録カード(様式第9号)

・書類を確認・調査した後、空き家バンク利用希望者台帳へ登録します。

現地見学



●利用を希望する空き家の所有者へ連絡し、現地見学の日程調整をします。次の書類をご提出ください。

○ 物件交渉届出書(様式第14号)

・同時に複数の物件の交渉届を提出することはできません。

・空き家所有者立合いのもと、空き家利用希望者の現地確認を行います。水回り設備や建屋の状況等、詳しく確認してください。

交渉 契約



●登録事業者を介して、物件の交渉や契約を行います。

※市は、売買や賃貸の交渉・契約に関して、仲介行為は行いません。

・仲介には法律に定められた仲介手数料が必要となります。

・契約後のトラブル等も、当事者間で解決をお願いします。

※留意事項

空き家の登録が無い場合があります。事前に電話等でお問合せ確認の上、ご来庁ください。

